

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、健康づくり推進事業に関する事務及び健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、市民の健康の増進の総合的な推進を図るとともに、栄養の改善その他の健康の増進を図るための措置を講じている。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①住民の健康の増進を図るため栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき、相談、必要な栄養指導、その他の保健指導、並びにこれらに付随する業務 ②健康増進事業のうち、厚生労働省令（健康増進法施行規則 第4条の2）で定める以下の業務 (1) 歯周疾患検診 (2) 骨粗鬆 症検診 (3) 肝炎ウイルス検診 (4) 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条 の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項 の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び七十五歳以上の者であって同法第五十一条第一号 又は第二号 に規定する者に対する健康診査 (5) 特定健康診査非対象者に対する保健指導 (6) がん検診
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会事務][情報提供事務] 番号法第19条第8号に基づく主務省令で定める主務省令第2条の表139の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療保健部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市医療保健部健康推進課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市医療保健部健康推進課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 高原 美智子	健康推進課長 和仁 知枝子	事後	人事異動による
平成28年12月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成28年12月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 和仁 知枝子	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IVリスク対策		(項目追加による記載)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	健康増進法による健康増進事 業の実施に関する情報の新 規連携開始による
令和4年2月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年4月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年4月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年9月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第54条	番号法第9条第1項 別表の111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第54条	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の102の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の102の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	[情報照会事務][情報提供事務] 番号法第19条第8号に基づく主務省令で定める主務省令第2条の表139の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和6年9月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民保健部	医療保健部	事後	組織改定に伴う修正
令和6年9月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる